



2021年2月9日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィンクス  
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 今城 浩一  
 (コード番号：3784 東証第一部)  
 問合せ先 取締役 常務執行役員 竹内 雅則  
 (TEL. 03-5637-7607)

## 支配株主等に関する事項について

当社の親会社である富士ソフト株式会社について、支配株主等に関する事項は、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他関係会社の商号等

(2020年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
富士ソフト株式会社	親会社	61.44	0.00	61.44	株式会社東京証券取引所 市場第一部

### 2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、その他の上場会社と親会社等との関係

#### (1) 親会社等の企業グループにおける当社の位置づけ、親会社等やそのグループ企業との取引関係、人的・資本的関係

当社の親会社である富士ソフト株式会社は、当社議決権の61.44%を所有しております。富士ソフトグループは、富士ソフト株式会社が、総合情報サービス企業としてシステム構築全般に関して事業展開を行うほか、当社を含む関係会社は主として、金融、流通、通信及び医療等の各業界に特化した事業展開を行っております。当社は、その中で流通系顧客を対象とし独自の事業展開を行っております。

なお、現在、当社の取締役を兼任する富士ソフト株式会社の役職員はおりません。

#### (2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社は、流通・サービス業、中でも小売業に対する情報サービスの提供をコア事業領域として、独自の事業領域で独自のビジネスモデルの確立を図りながら事業展開を行っており、事業展開を行う上で親会社から特段の制約及び調整を受けている事項はありません。

親会社グループ会社との取引については、当社パッケージソフトウェア製品の販売、システム開発の委託、事務所賃借等の取引が発生しておりますが、個別の案件ごとに協議、相見積り等を実施しており、当社との関連を有しない会社との取引と同様に決定しております。

(3) 親会社等からの一定の独立性の確保

富士ソフトグループにおいては、その成り立ちとしてM&Aを主体としてきたこともあり、「各グループ企業が相互に独立した会社としての尊厳と自主性・主体性を尊重する」旨のグループ会社憲章が定められており、各グループ企業が独自の方針等により事業を展開するとともに、各々の特徴を生かしたアライアンスを推進していくことにより、親会社グループ全体としての成長を実現していくことをグループ戦略としております。

また、当社グループは、親会社グループの一員として良好な協力関係を維持しながら事業展開を行っており、各グループ企業の一部においては事業領域の重複が生じておりますが、当社グループの経営判断及び事業展開にあたっては、親会社の指示や事前承認に基づいてこれを行うのではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である社外取締役2名を含む取締役会を中心とした当社経営陣の判断のもと、独自に意思決定して実行しております。

以上のことから、当社グループは親会社等からの事業上の制約はなく、一定の独立性が確保されている状況であると認識しております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

2020年12月期における親会社との主な取引は下表のとおりです。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	富士ソフト(株)	横浜市 中区	26,200	情報処理 サービス業	直接 61.44	業務の受託	システム運用サービス	10,911	売掛金 前受収益	950 4,333
						商品の仕入	商品の仕入	131,241	買掛金	29,649
						業務の外注	システム開発の委託	51,813		
						役員の兼任				

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と支配株主等との取引につきましては、商取引上の一般的な取引条件及び同社以外の同種企業との取引と同様の条件に従い、双方協議の上、合理的に取引条件を決定しております。また、当社と同社間における重要な財産の処分・譲り受け、多額の借財及びその他取締役会決議事項につきましては、その決定に際して、その他第三者の取引とその基準を区別することなく取締役会決議を必要としております。

以 上